



第2回

消費者トラブルにご注意を！

消費者トラブルとは、事業者と消費者間において生じるトラブルをいいます。このようなトラブルを防ぐには、消費者自身が正確な知識や対処法を身に付けるとともに、家族や近所の人と協力して声を掛け合い、トラブルに気付いたときは、早めに適切な機関に相談することが大切です。

消費者トラブルを防ぐためのポイ

市民・消費生活相談室に寄せられた相談事例などから、安全に安心して消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

ントは以下の5つです。

- ①相手の言うことをうのみにしない
- ②要らないものはきっぱり断る
- ③分からないまま契約しない
- ④一人で悩まず誰かに相談する
- ⑤慌てない、諦めない

「怖そうな販売員に強引にせまられて…」、「冷静に考えれば契約しなかったのに…」。クーリング・オフはこのような消費者を救うための制度で、対象外の取引もありますが、定められた期間内であれば無条件で契約を解除できます。注意すべき点は期限があるということ。「解約したい」と思ったら早めに手続きするこ

とが肝心です。クーリング・オフについて詳しくは、市民・消費生活相談室までご相談ください。

クーリング・オフ



■この記事に関する問い合わせ先
市民・消費生活相談室
☎354-8147 FAX354-8452
■契約トラブルに関するご相談は
相談専用電話 ☎354-8264
受付日時 月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00



第3回

こんにちは。総務部です。

今回は市役所8階にある総務課をご案内します。

総務課では、市役所内のそれぞれの職場で日常的に行われている事務のうち、法律や条例などに関わる事務や、職員が作成したり外部から受け取ったりする文書に関する事務などについて、統一的なルールや考えのもとで仕事を進めていけるようサポートしています。

例えば、ある職場で新しい市民サ

市役所の各部署の業務などを政策推進監が紹介するコーナーです。今回は、総務部の総務課をご案内します。

ービスを始めようとするときに、関係する法律や条例などと整合がとれているかチェックをしたり、そのサービスを実施するまでの過程で作成される決裁などの文書が、適切な内容で適正に処理されるよう助言をしたりしています。

他にも、市の条例や規則の制定・改廃に関することや、市議会で議論される議案に関すること、情報公開制度に関すること、市役所の組織の見直しに関すること、市役所でやり取りされる文書の集配に関することなど、多様な仕事を受け持っています。

市民の皆さんからは見えにくい仕事かもしれませんが、市役所を陰で支える重要な部分を担っているという自覚をもって頑張っています。



総務部政策推進監 鹿島 敏彦

問い合わせ先

総務課

(☎354-8116 FAX359-0286)

有料広告掲載欄

～地域とともに160有余年 事前のご相談から至急のご依頼まで 葬儀のことなら24時間365日～



株式会社 ふじや本店
光倫会館
0120-114248
FreeDial

■本社／四日市光倫会館
〒510-0836 四日市市松本町北大谷 2015
[TEL] 059-351-1151 [FAX] 059-351-4224
■光倫会館 桜ホール
〒512-1211 四日市市桜町 6613
[TEL] 059-325-2482 [FAX] 059-325-2483
■富田光倫会館
〒510-8014 四日市市富田2丁目 3-7
[TEL] 059-361-2481 [FAX] 059-361-2482

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。